

損害賠償請求訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 1 1 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償請求訴訟の提起について

下記のとおり訴えを提起する。

記

1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

被告 町田市

2 訴訟の目的

小山スポーツ広場用地改修工事請負契約の契約解除に伴い、契約相手方に支払うことになる損害賠償金の支払い後、契約解除の原因者である とその子息に対して、市が支払った上記損害賠償金相当額の賠償を求める。

3 損害賠償請求額 10,710,000円

4 事件の概要

小山スポーツ広場の地権者の一人である からの土地返還要求により、との土地使用貸借契約に基づく原形回復義務を履行するために小山スポーツ広場用地改修工事請負契約を2013年4月8日に締結し、工事を開始したが、施工方法等に関する とその子息からの過剰な要求により工事は中断、その後も との協議を続けたが工事継続の見込みはないと判断し、請負業者との協議により契約解除に至った。同契約解除に伴い、市は請負業者に対して工事の準備等に要した費用を損害として賠償することになった。

とその子息の過剰な要求は、民法第719条の共同不法行為に該当し、同共同不法行為が原因で、上記契約解除及び損害賠償金の支払に至った。そのため、

市が請負業者に支払うこととなった損害賠償金相当額の支払を
子息に求めて、損害賠償請求訴訟を提起するものである。

とその